

吉備高原都市住区分譲パートナーシップ事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岡山県（以下「県」という。）とパートナーシップ事業者（以下「事業者」という。）が協力して顧客を開拓し、分譲地への住宅建築を促進する吉備高原都市住区分譲パートナーシップ事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 県と吉備高原都市住区分譲パートナーシップ契約（以下「契約」という。）を締結している、戸建て住宅の建築を業として行うハウスメーカーや工務店等の建設会社をいう。
- (2) 分譲地 県が販売する吉備高原都市（加賀郡吉備中央町上野、吉川、湯山）地内の住宅用地（第1種低層住居専用地域、吉備高原都市景観モデル地区指定区域）をいう。
- (3) 顧客 事業者と建築請負契約を締結し、分譲地に住宅を建築する者をいう。
- (4) 顧客還元サービス 事業者と顧客が住宅の建築請負契約を締結した場合に、事業者が協力金の全部又は一部の額に相当する利益を顧客に還元するサービスのことをいう。

(事業者の資格)

第3条 事業者は、契約期間中次の各号に定める全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 建設業法第3条第1項に規定する国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けていること。
- (3) 住宅の建築を業として行い、相当の実績があること。
- (4) 建設業法第28条第3項に規定する営業停止処分を受けていないこと。
- (5) 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者でないこと。
- (6) 暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者でないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

(分譲地の売却)

第4条 県は、次の各号のいずれかに該当する者には分譲地を売却してはならない。

- (1) 日本国内に居住していない者
- (2) 各種契約を締結する能力を有しない者
- (3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (4) 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
- (5) 暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
- (6) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(契約期間)

第5条 契約を締結した日から同年度の3月31日までとする。ただし、契約の更新を妨げるものではない。

(業務)

第6条 事業者は、次の各号に定める業務を自らの営業活動の範囲内において実施する。

- (1) 顧客の開拓
- (2) 顧客還元サービスの内容の検討及び実施
- (3) その他、事業の円滑な実施のため、県と事業者両者が必要と認めた業務

2 県は、次の各号に定める業務を実施する。

- (1) 事業者の情報及び顧客還元サービス等の県ホームページ等でのPR
- (2) 顧客開拓に資する情報及び資料の事業者への提供
- (3) 協力金の支払

(協力金)

第7条 県は、事業者が分譲地への住宅建築に着手したときは、事業者に対し、契約で定めるところにより協力金を支払うものとする。

2 前項の建築着手日は、建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証の交付年月日によるものとする。

(支払制限)

第8条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合、協力金の請求ができない。

- (1) 住宅を建築する分譲地が、吉備高原都市住区分譲宅地の紹介斡旋業務実施要綱の規定により、県が紹介斡旋業務受託者の斡旋を受けて売却した土地の場合
- (2) 本事業において過去に協力金を支払ったことがある分譲地の場合
- (3) 第6条第1項の業務を行っていない場合

(秘密の保持)

第9条 県及び事業者は、本事業の実施に関して知り得た相手方の秘密を他に漏らしてはならない。契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 県及び事業者は、本事業に従事している者に対して、在職中及び退職後において、契約による業務に関して知り得た相手方の秘密を他に漏らしてはならないこと、又は不当な目的に使用してはならないことを周知するものとする。

附 則

この要領は、平成31年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。